

2023年5月2日

保護者様各位

聖徳学園小学校
聖徳幼稚園
校長・園長 和田 知之

新型コロナウイルス感染症に関連した対応について

日頃より、本校・本園の教育活動にご理解をいただきましてありがとうございます。また、日々の健康観察や一人ひとりの感染拡大防止策へのご協力を感謝しております。

さて、文科省から新型コロナウイルス感染症に関連した対応の変更について通達ありました。それに基づき、本校・本園も令和5年5月8日より以下のように変更いたします。

変更点

出席停止期間

→「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快したあと1日を経過するまで」が出席停止期間となります。（学校保健安全法施行規則第19条に基づく）

ただし、発症後10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

* 症状が軽快とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある」ことです。

* 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

【参考；新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の数え方】

	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	○発症	○発熱	□ 軽快した日	△軽快 1日目	△軽快	△軽快	◎ 登校可	
例2	○発症	○発熱	○発熱	□ 軽快した日	△軽快 1日目	△軽快	◎ 登校可	
例3	○発症	○発熱	○発熱	○発熱	○発熱	□ 軽快した日	△軽快 1日目	◎ 登校可

濃厚接触者の待機期間

→なし

* 同居家族が感染した場合でも、児童・園児は濃厚接触者に該当しません。

感染不安による登校控える場合

→合理的な理由があり、校長・園長が認めた場合のみ出席停止。

それ以外は家庭の都合による欠席。

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、出席停止扱いになります。保護者の方に「新型コロナウイルス感染症登校許可書」を記入していただき提出をお願いしています。